

### 3. 計画の内容

#### 1) 対象施設

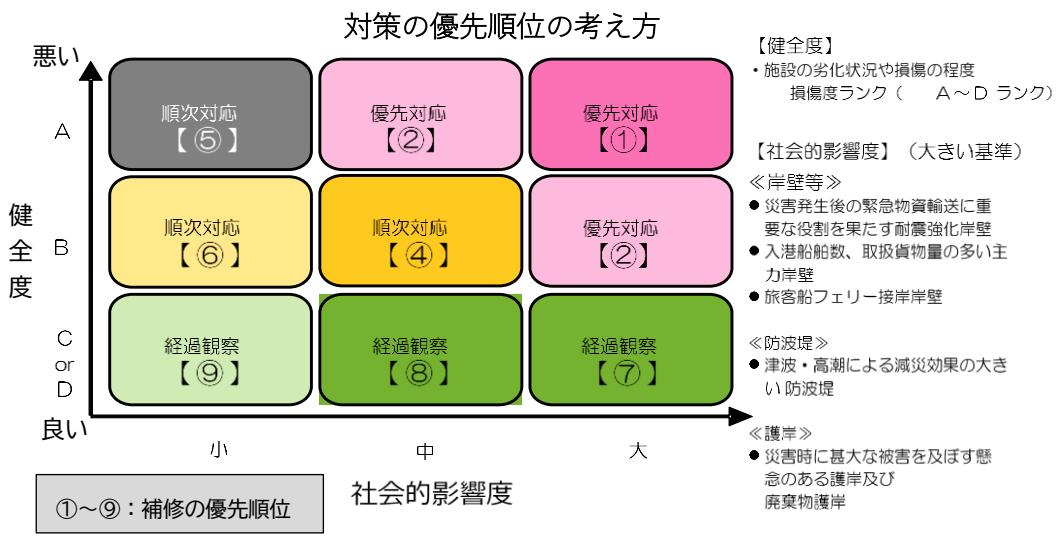
本計画では、大阪港湾局が大阪港で管理する港湾施設（613 施設）を対象とします。

#### 2) 計画期間

計画期間は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省 平成 30 年 2 月 27 日改訂）」に基づき 30 年とします。

#### 3) 対策の優先順位の考え方

原則、施設の劣化や損傷が激しい箇所から順次修繕を実施しますが、災害発生後の緊急物資輸送に重要な役割を果たす耐震強化岸壁などの社会的影響度が大きい施設については、特に優先的に修繕を実施していきます（優先順位①～⑨）。

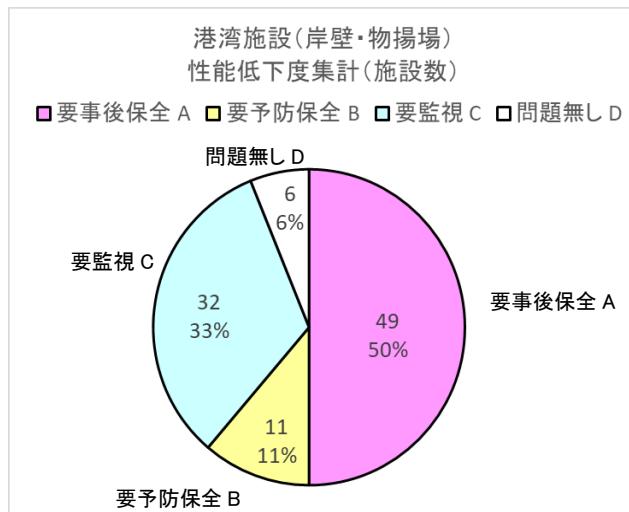


#### 対応方針

対応方針	判定内容	対応内容
優先対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損傷・劣化が著しく、機能面や安全面に影響が出る恐れがあり、優先的に対応が必要な施設</li> <li>○ 損傷・劣化があり、部分的に補修及び更新の要否を検討する詳細点検が必要であり、リスクが発現した時の社会的影響度が大きい施設</li> </ul>	経過観察レベルまで機能回復を行なうことを前提に、部分的な補修及び更新を実施する。 なお、「優先対応」施設の中での対応順位については、健全度・社会的影響度の大きさを総合的に勘案して適宜判断を行う。
順次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先対応は必要としないものの、損傷・劣化があり、部分的に補修・補強対策の要否を検討する詳細点検が必要な施設</li> <li>○ 優先対応施設の処置が完了次第、順次対応する施設</li> </ul>	状況に応じて、部分的な補修を実施する。 なお、「順次対応」施設の中での対応順位については、社会的影響度が大きい施設から順次実施する。
利用制限	○ 損傷・劣化が著しく、機能面や、安全面に影響が出る恐れがあるものの、施設自体の重要度や利用頻度が低い施設	施設の利用を制限し、その間「優先対応」施設から対応していく。評価が「順次対応」以下のレベルの施設のみとなった時点で、状況に応じて部分的な補修及び更新を実施する。
経過観察	○ 損傷・劣化の見られない施設、もしくは損傷・劣化はあるが、機能低下は見られず、損傷の進行状況を継続的に観察する必要のある施設	補修・更新等の対応は行わず、定期的なパトロール・点検等を実施する。 定期点検の頻度については、健全度・社会的影響度の大きさを総合的に勘案して適宜判断を行う。

#### 4) 施設の状態等

国の点検ガイドラインに基づき点検、健全度評価を行った結果、鋼部材の腐食やコンクリートの劣化が激しい施設が多く存在することが判明しました。



## 5) 対策内容と実施時期

対策については、健全度評価の結果、早急な修繕および計画的な修繕の必要な箇所を選定し、それぞれの管理水準を満足するように実施します。

区分	説明
限界管理水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全性・信頼性を損なう不具合等、管理上、絶対に下回れない水準。</li> <li>一般的に、これを超えると大規模修繕や更新等が必要となる。</li> </ul>
目標管理水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理上、目標とする水準。</li> <li>これを下回ると補修等の対策を実施する必要がある。</li> <li>目標管理水準は、不測の事態が発生した場合でも対応可能となるよう、限界管理水準との間に適切な余裕を見込んで設定する。</li> </ul>
予測計画型の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>劣化予測が可能な施設（部位・部材等）で、目標供用年数（寿命）を設定した上で、ライフサイクルコストの最小化など、最適なタイミングで最適な補修等を行う水準。</li> </ul>

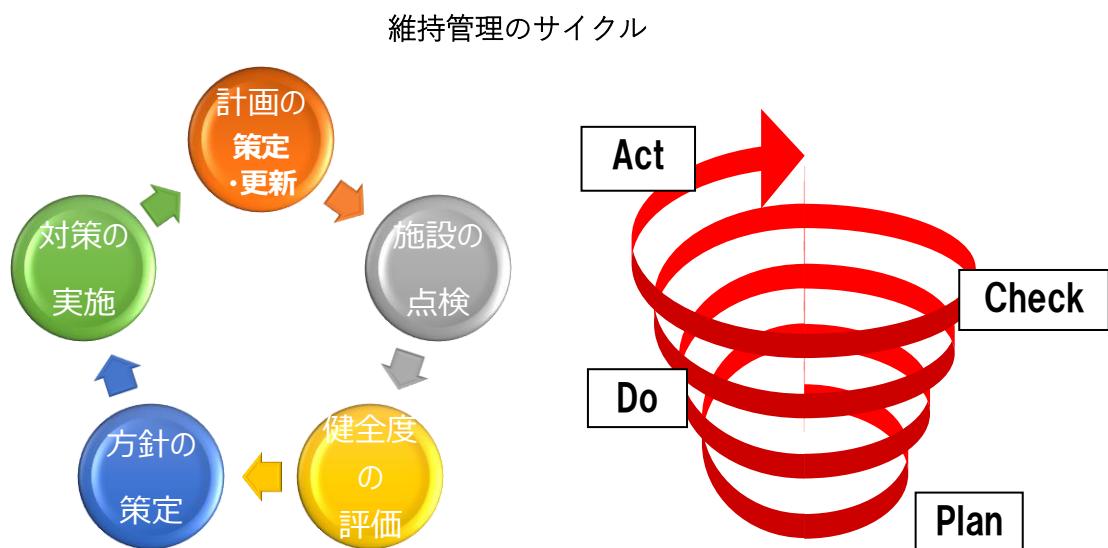
分類	施設の劣化・損傷の度合い	
総合評価 A	施設に大きな変状が発生し、機能や安全上に影響が出るほど、施設の性能が低下している状態	限界管理水準
総合評価 B	施設の機能低下につながる程度の変状が発生しており、放置した場合に施設の性能が低下する恐れがある状態	目標管理水準
総合評価 C	施設の機能にかかる変状は認められないが、継続して観察する必要がある状態	
総合評価 D	異状は認められず、十分な性能を保持している状態	



計画的な修繕方法の例（土留鋼矢板の腐食の補修）

鋼部材の腐食やコンクリートの劣化が激しい施設については、市民・施設利用者の安全・安心を確保するため、主に「緊急安全対策」として平成30年度から令和4年度にかけて修繕を集中的に取り組むとともに、修繕により施設の性能を一定回復したものから、順次、予防保全型の維持管理にシフトすることで、施設の長寿命化と維持管理に要するトータルコストの削減に努めています。

施設の性能を確保するため、施設の維持管理にあたり、『計画策定→点検→評価→補修→計画見直し』といった維持管理のサイクルを実施し、施設ごとに策定した維持管理計画を5年毎に見直すこととしています。



## 6) 対策費用

予防保全による維持管理を実施した場合、今後30年間の維持管理に要する費用は、年平均約38億円となります。

